

告 示

熊本県告示第187号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第2項の規定に基づき公有水面埋立ての出願があったので、同法第3条第1項の規定により次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、利害関係人で異議のある者は、縦覧期間の満了の日までに意見書を提出することができる。

平成16年3月12日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 出願者の住所及び氏名
 葦北郡芦北町大字芦北2015 大矢漁港管理者 芦北町
- 2 埋立区域
 - (1) 位置
 葦北郡芦北町大字女島字天口486の12及び486の13、字池尻490の3、491の1、491の2、492及び493の3並びにこれらの区域に介在する道路に隣接する無番地地先並びに字池尻493の5地先公有水面
 - (2) 区域
 次の1の地点から4の地点までを順次直線で結んだ線及び4の地点と1の地点とを結ぶ平成15年春分の日満潮位（DL. + 3.66メートル）における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域
 1の地点 基準点 沖四等三角点（北緯32度17分21秒、東経130度28分08秒）から314度54分39秒 342.11メートルの地点
 2の地点 1の地点から352度39分13秒 1.86メートルの地点
 3の地点 2の地点から256度58分12秒 5.81メートルの地点
 4の地点 3の地点から335度45分49秒 28.37メートルの地点
 - (3) 面積
 1,960.51平方メートル
- 3 埋立に関する工事の施行区域
 - (1) 位置
 葦北郡芦北町大字女島字天口486の11、486の12及び486の13、字池尻490の3、491の1、491の2、492及び493の3並びにこれらの区域に介在する道路に隣接する無番地地内及び地先公有水面、字池尻493の5地内及び地先公有水面、字池尻493の2に隣接する無番地地内並びに字池尻493の1、494及び496に隣接する無番地地先公有水面
 - (2) 区域
 次のAの地点からRの地点までを順次直線で結んだ線及びRの地点とAの地点を直線で結んだ線により囲まれた区域からSの地点からXの地点までを順次直線で結んだ線及びXの地点とSの地点を直線で結んだ線により囲まれた区域を除いた区域
 Aの地点 基準点 沖四等三角点（北緯32度17分21秒、東経130度28分08秒）から309度37分11秒 347.67メートルの地点
 Bの地点 Aの地点から267度27分13秒 18.32メートルの地点
 Cの地点 Bの地点から335度45分59秒 69.88メートルの地点
 Dの地点 Cの地点から73度06分55秒 55.16メートルの地点
 Eの地点 Dの地点から70度44分31秒 15.98メートルの地点
 Fの地点 Eの地点から96度30分51秒 16.56メートルの地点
 Gの地点 Fの地点から115度19分10秒 9.79メートルの地点
 Hの地点 Gの地点から134度10分44秒 11.01メートルの地点
 Iの地点 Hの地点から154度17分14秒 15.18メートルの地点
 Jの地点 Iの地点から171度01分54秒 9.68メートルの地点
 Kの地点 Jの地点から199度02分52秒 10.02メートルの地点
 Lの地点 Kの地点から211度09分55秒 10.06メートルの地点
 Mの地点 Lの地点から220度44分01秒 10.32メートルの地点
 Nの地点 Mの地点から239度55分46秒 7.34メートルの地点
 Oの地点 Nの地点から266度30分37秒 15.40メートルの地点
 Pの地点 Oの地点から257度12分06秒 6.81メートルの地点
 Qの地点 Pの地点から243度41分16秒 9.09メートルの地点
 Rの地点 Qの地点から230度09分56秒 6.85メートルの地点
 Sの地点 基準点 沖四等三角点（北緯32度17分21秒、東経130度28分08秒）から316度32分13秒 402.77メートルの地点
 Tの地点 Sの地点から71度25分31秒 26.76メートルの地点
 Uの地点 Tの地点から120度55分57秒 5.38メートルの地点
 Vの地点 Uの地点から178度31分37秒 20.32メートルの地点
 Wの地点 Vの地点から246度49分23秒 26.31メートルの地点
 Xの地点 Wの地点から312度29分18秒 1.37メートルの地点